

## 神戸市従業員労働組合環境支部との交渉議事録

1. 日 時：令和4年10月13日（木）17：00～17：38
2. 場 所：環境局三ノ宮プラザビル 地下会議室
3. 出席者：  
（市）施設担当部長、業務課長、事業管理担当課長、業務課担当係長 他3名  
（組合）市従環境支部副支部長、書記長、書記次長兼会計、書記次長 他3名
4. 議 題：2022 現業統一闘争団体交渉
5. 発言内容：  
（市） 回答する前に、一言お礼を申し上げる。今年度も引き続き新型コロナウイルスの感染が流行を繰り返すなか、職員の皆さんが、市民が安全・安心に暮らせるため、ごみの収集・処理業務の第一線で従事いただいていることに、改めて感謝申し上げます。  
さて、要求書をお受けした際にも申し上げたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や医療提供体制の安定的確保などによる財政需要の増加等により、厳しい財政状況が継続することが見込まれている。  
一方で、少子・超高齢化や市民ニーズが多様化・高度化・複雑化する中で、クリーンステーション管理の側面的支援等、時代の変化に伴う社会課題に対し、行政が責任を果たす必要がある。  
引き続き、新型コロナウイルス感染症対策には万全を期しながら、将来にわたって市民サービスの維持・向上を目指す「スマート自治体」の実現に対応していくため、「行財政改革 2025」に基づき、特に生産年齢人口の減少に伴う労働力不足が加速する中で、民間活力導入や OB 職員の活用等による執行体制の効率化に取り組む必要があると考えている。  
これまでも、3クリーンセンター体制化、大型ごみ収集、反転車による収集業務の委託化等、執行体制の効率化を図ってきた。職員は職員でなければならない業務に専念することが求められるなか、引き続き、現場の意見を伺いながら、市民サービスの向上、労働環境の改善にむけた施策に取り組んでいく必要があると考えている。  
それでは、6月6日に要求をいただいた件について、回答する。  
要求項目①②について、今般、策定した「行財政改革方針 2025」は、個々の取り組み項目について定めていた行財政改革計画とは異なり、スマート自治体の実現に向け、今後5年間の行財政運営の目指す方向性を定めた「基本方針」とされている。  
環境局を取り巻く状況が厳しい中で、ごみの減量・資源化や市民サービスの向上を図る一方、見直すべきものは見直し、市民から評価・支持される効率的な体制を構築していく必要があり、現場の意見を十分に伺いながら施策を進めていきたいと

考えている。

今後も職員の勤務労働条件に関する部分に関しては、労使において十分に協議を行っていききたい。

要求項目③について、ごみの収集・運搬・処理については、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」と、国の基本的対処方針の中で位置付けられており、市民の安全確保はもとより、現場で働いている職員の感染予防・安全対策を十分に実施していく必要があると認識している。

具体的な感染予防・安全対策として、市民に対しては、ごみを介して職員へ感染することを防ぐため、ごみの出し方についてホームページ等で周知している。

職員に対しては、マスク着用、手洗い・うがい、換気等の基本的な対策や、「3密」の回避の周知・徹底に努めてきたところである。

感染予防に必要な物資については、本庁と各事業場が一体となって確保に努めなければならないと考えており、マスク・ハンドジェル・消毒液等、局で可能な限り発注し現場に届けるとともに、今後の感染拡大に備えて局での備蓄を進めている。また、職員間での感染拡大を防ぎ、収集体制を維持するため、抗原検査キットを確保し、必要な場合に迅速に検査できるようにしている。

引き続き、市民・職員の安全確保に努めると共に、現場の意見を踏まえながら安定的な市民サービスを提供できるよう取り組んでいきたい。

要求項目④について、過去に西区において農薬がクリーンステーションに不法投棄され、収集にあたった職員が被災する事故が発生した。

このため、このような事故が再発することがないように、神戸市では廃棄農薬等の危険物を収集、受入はしないこと、家庭系の廃棄農薬については「製造元又は販売店」を、事業系の廃棄農薬については「販売店又は（一社）兵庫県産業資源循環協会」を処理相談窓口として、ワケトンブック、事業系ごみの出し方ルールブック、局のホームページなどを通じて周知を図っている。

特に、農家から排出される廃棄農薬については、JA 兵庫六甲において、毎年秋に各組合員に対して、その回収を JA 兵庫六甲の支店に委託するよう周知いただいている。

また、毎年、兵庫県より農業関係者等に対して、関係法令の遵守、廃棄物処理業者に処理の依頼を行う等、講習会等を通じて、周知徹底を図っていただいているところである。

また家庭ごみに関しては、出前トークや日本語学校などの地域団体に出向いての啓発のほか、感染症対策を講じた上でのクリーンステーション立ち番や開封調査等を通じて指導啓発を行うなど、適正排出推進員をはじめ、事業所全体で、適正排出業務に取り組んでいるところである。

今後も引き続き重点的に取り組むことで、不法投棄の抑制、ごみの減量・資源化

を図りながらクリーンステーション管理者の負担軽減を図っていきたいと考えている。

なお、今後新たな排出ルールの導入に向けては、市民の安全・安心はもとより職員の安全作業の確保に努めることができるよう、現場と十分に協議した上で、取り組んでいきたいと考えている。

要求項目⑤について、公務災害を予防するために、「神戸市環境局安全衛生管理要綱」を定め、安全衛生に係る職務と責任等を明確にし、これに基づいて事業場ごとに各種管理者を選任し、安全管理者には安全管理者講習を受けていただいている。さらに、局全体の安全衛生委員会と事業場ごとに安全衛生委員会を設置し、各種の取り組みについて調査・審議し、安全衛生活動に取り組んでいるところである。

具体的には、「職員安全衛生強化期間」をはじめ、「春の事故防止運動」、「年末年始事故防止運動」を通じ、職員の安全意識の向上に努めるとともに、安全パトロールを実施し、災害の防止に努めている。また、公務災害・自動車事故防止のために、局安全衛生委員会において発生状況の報告・事例検証等を行っている。さらに、業務に則した安全衛生研修の実施や、安全作業の基準として「安全作業の手引」を策定し、各事業場へ配布し安全作業の推進を図っている。

しかし、公務災害の発生件数は依然として高水準にあり、平成 30 年度には東 CC のピットにて転落事故が発生したため、再発防止策を順次実施してきたところである。今後こういった事故のないよう、現場の実態や意見を踏まえて、十分に対策を実施していきたい。

要求項目⑥について、環境局では、これまでも重大な自動車事故が発生しており、自動車事故防止のための運転技術向上や安全意識啓発のため、局安全衛生委員会を中心に検討を行ってきた。

具体的には、各事業所・自動車管理事務所の職員を対象とした、所轄警察署の交通課長等を講師とした安全運転研修、ドライビングスクールなどの研修施設での実車、すなわちパッカー車やミニダンプを使用した安全運転研修、ごみの収集で扱う車両の運転経験が浅い新規採用職員向けの運転研修、ごみ収集車へのドライブレコーダー設置に加え、類似事故の発生防止のための留意点など安全運転教育に資する情報をまとめ、各事業所に情報提供を行っている。

今後も、事故防止対策の充実を図っていきたいと考えている。

要求項目⑦について、欠員については、その実態を把握した上で、過重労働になっている職場については、労働安全衛生の観点から、様々な方法を考えながら、対応したいと考えている。

要求項目⑧について、不法投棄については、原因者又は土地所有者等による処理が原則であり、開封調査等により特定できた場合には直接訪問し排出指導を行ったり、地域団体と連携し、事業所等の協力を得ながらクリーン作戦の支援を行うなど、

対応を行っているところである。

また、山間部等で不法投棄が多く発生する現状にあることから、同所における不法投棄防止カメラの設置を行い、令和3年度に28台を設置した。

不法投棄防止対策には、即効性のある方法はないものの、今後とも、市民はもとより、収集する職員の安全対策の徹底を図るとともに、関係事業者や市民に対し機会をとらえて適正な処理について広報を実施しながら、協力を求めている。

要求項目⑨について、高齢者の雇用については、国の動向を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢職員の積極的活用を行い、今後の定年退職者数の推移や令和5年度からの定年の段階的引き上げを踏まえながら、職員の安全が確保された上で、より良い執行体制となるよう検討していきたい。

要求項目⑩について、発火事故の発生件数は、平成20年度に71件にのぼっていたが、事業所及び自動車管理事務所において、巡回パトロールやマナーが守られていない地域への啓発ちらしの配布、説明会等における啓発を行う等、市民の更なる排出マナーの向上に向けた取り組みを実施した結果、令和元年度は20件にまで減少した。

しかしながら令和2年4月から、カセットボンベ・スプレー缶の排出方法を変更したこともあり、発火事故件数は、令和2年度は28件であったが、昨年度は市政広報掲示板へのポスター掲出(10月)、広報紙KOBE及び婦人神戸(いずれも11月号)への記事掲載、地下鉄・市バスでの中吊り広告(11月)等、集中的な広報を行ったことから、令和3年度の発火事故件数は8件となっている。

なお、発火事故が発生した際には、発生状況の確認や、原因物の特定を行った上で関係課、各事業場に情報提供し、注意喚起を行っているところである。

今年度も広報紙KOBE及び婦人神戸(いずれも11月号)への記事掲載に加え、適宜、自治会等市民からの問合せに応じてチラシ送付を行うこととしている。

また、昨今の発火事故の中には、充電式の電子機器等に内蔵されているリチウムイオン電池等に起因するものも含まれると考えられるため、これらの排出方法を記載したチラシを作成し、自治会等へ配布するなどして周知を行っている。

今後とも、安全かつ円滑な収集・運搬作業となるよう、様々な機会を通じて市民への周知により、重大な事故が発生する危険性を減らすとともに職員の安全の確保も図っていきたい。

要求項目⑪について、交通法規の順守は、コンプライアンス(法令順守)の観点から、当然達成すべき行為であるだけでなく、職員の作業・安全運行の確保と、公務災害防止の観点からも重要なことであると考えている。

このため、朝礼時等に過積載防止のための指導・啓発を行うとともに、個別の注意・指導を行っている。

また令和4年4月から道交法施行規則が改正され、運転前後のアルコール検知器

による酒気帯びの有無の確認とその記録を行うこととなった。酒気帯び運転については、社会的に重大な問題であるだけでなく、職員の身分にも関わる行為のため、事業所に対しても周知と防止の徹底を行っているところである。

今後も引き続き、現場の意見も参考にしながら、過積載、酒気帯び運転の防止を含めた交通法規の順守と安全運転の確保に合わせて、新たなアルコール検知器の導入など、検討を進めたい。

要求項目⑫について、事業所等の出入口では、収集車の出入庫時に回転灯・ブザーで警報を発し、通行者への注意喚起を図るとともに、見通しの悪いところは、ミラー等を設置する他、管理監督者により出庫時に車両の誘導を行うなど、安全対策を講じている。

これまでも、安全上問題が生じたときは、その都度対応策を検討しており、今後も施設面で不十分なところがあれば、速やかに対応していきたい。

要求項目⑬について、作業車両のキャビンの低床化は、日々の収集作業における車両乗降時の負担を軽減するのに有効な手段であると考えており、従前よりメーカーに対して低床車両の開発を働きかけてきているが、実用化には至っていない。

今後も引き続き、メーカーに要望していきたいと考えている。

また、キャビン内部の改善については、労働安全衛生の観点からも、労働環境の改善に繋がる重要なことであり、今後も、現場の意見を参考にしながら、可能な限り改善していきたいと考えている。

要求項目⑭について、西クリーンセンターにおいては、基幹的設備改良工事を令和元年度より令和3年度まで実施してきた。現在は東クリーンセンターについても、基幹的設備改良工事を検討しているところである。

引き続き、市民はもとより、現場で働く職員にとって安全で安心できるごみ処理体制の継続ができるよう、現場職員の意見を取り入れながら改善を行っていきたい。

要求項目⑮については、ごみの問題やごみ処理の仕事について、広く市民に正しく認識してもらうことは、我々の職場に対する理解に繋がるものと考えており、循環型社会の構築など、廃棄物行政への関心が高まる中で、広報印刷物による広報活動や各種講習会などの機会を捉え、環境の仕事の必要性や重要性について、随時啓発活動を行っている。

例えば児童を通じて、その保護者や地域の方に対する意識啓発の取り組みとして、「ふれあいごみスクール」を市内全小学校で実施するとともに、幼稚園・保育所、地域においても「ごみスクール」を実施している。

今後も、これらの取り組みの充実を図り、市民各層のごみ問題への認識を深め、ごみ収集・処理の仕事やごみの分別、リサイクルなどについて正しい認識を持ち、環境問題について積極的に行動する人づくりを推進していきたい。

要求項目⑯について、厚生物資については、公務災害を抑制し、安全に業務を行

っていただく上で、非常に重要だと認識している。引き続き正しい作業着着用の徹底を呼び掛けるとともに、安全かつ衛生的な業務が遂行できるよう、品質の改善や物資の見直し等を図るため、厚生物資検討委員会において議論するなど、積極的に現場の意見を反映できるよう努めていきたい。

要求項目⑰について、勤務労働条件については、従前より事前に協議を行ってきており、今後とも、健全な労使関係を継続しながら、協議を続け、労使妥結事項については文書化したうえで実行に移していきたい。

要求項目に対する回答は以上である。

(組合) ただ今、要求に対する回答を示していただいたが、執行部より回答に対する確認と質問をさせていただく。

(組合) 新型コロナウイルス対策についての基本回答の中で、マスク・ハンドジェル・消毒液などを可能な限り発注し、今後の感染拡大に備え局で備蓄を進めるとあるが、現在の在庫状況について説明をお願いしたい。

(市) マスクについては、昨年度に引き続き現在約9万枚以上を局で備蓄しており、アルコールジェルについても必要に応じて適宜、各事業所へ配布している。消毒液は、令和2年度に800mlを各所属1～2本の本体を配布しており、詰替用のアルコールを購入し配布している。また、抗原検査キットについては迅速に対応できるように約20～30名分を備蓄している。

(組合) 公務災害の要因の一つである危険ステーションについては、足元の不安定なステーションや路上ステーションが現在も数多くあり、業務遂行に危険が伴う状況となっているが、今後の改善策など、局の考え方を伺いたい。

(市) 新規で開設するクリーンステーションについては、設置場所の協議を行う中で、危険ステーションとならないように指導をしており、過去に設置したクリーンステーションについては、平成24年度の調査時点では、危険ステーションが約2,000箇所あり、それ以降各事業所で改善の取り組みを行っている。令和4年8月末時点で改善できた箇所は昨年10月の報告時から、30箇所増えて、594箇所の改善が進んでいる。

危険箇所については、事業所を通じて、クリーンステーションを管理している地元や管理組合などに対して改善に向けて働きかけを行い、例えば、枝木の伐採やチェーンの撤去など障害物の除去、老朽化したグレーチングの更新などにより改善できるものについては改善を行っている。

最近の事例では、クリーンステーションが鋭角に曲がる交差点付近にあるため、クリーンステーションに車両を寄せ付ける際に、通行車両の進行を妨げたり、停車時に車両接触の危険があったことから、管理者と協議のうえ、排出場所を変更することで、危険がなくなるよう改善した。

また、クリーンステーションのカラス対策ネットの重りとしてレンガや石が大

量に置かれており、作業に支障が生じていたため、管理者と協議を行い必要最小限の2リットルのペットボトルに変更していただいた事例があった。

なお、事業所に相談することなく、先ほどのような例や安全作業に支障が生じるような取り扱いがあるため、全市の自治会および環境局で把握しているクリーンステーション管理者に対し、「クリーンステーションの改修の際には、軽微な内容でも事業所に事前に相談ください。」といった主旨の文書を配布して周知に努めている。

また、建設局等に対して、危険ステーションの解消に向けた歩道植栽やガードレールの部分的撤去の協力依頼を行っており、引き続き改善に取り組む。

(組合) 公務災害については、事故や怪我が発生してから認定されるまでに時間がかかり、一時的に休暇を使用しなければならず、苦心している組合員もいる。

認定されるまでの標準処理期間は6ヶ月程度と聞いているが、なぜその期間を超える状況が発生しているのか説明をお願いしたい。

(市) 環境局で発生した公務災害の処理状況は、令和3年度申請分を参考に示すと、6か月以上で認定されたものは1件となっている。

厚生課からは、外傷のない負傷事案、災害発生状況が不明確な事案については、医学的な考え方の整理、類似事案の比較検討などに時間を要しているが、今後とも、各所属等の協力を得ながら、公平、迅速な事務処理に努めたいと回答を得ており、局としても迅速な処理に取り組んでいきたいと考えている。

(組合) 収集業務では、作業車の運転が伴うため安全運転および安全作業の観点から、新規採用者についても運転研修が必要と考えるが、局としてどのように考えているのか伺いたい。

(市) 昨年10月1日に新たに採用した環境技術手の5名については、ごみ収集車両を用いた運転研修を実施している。今年度採用した職員も同様に、実際の車両の運転経験がない者がほとんどのため、安全衛生の観点からも、運転研修が必要であることは認識しており、引き続き運転研修は行いたいと考えている。

(組合) 整備工については人員が不足し、一人当たりの業務負担が以前よりも増加している。更に、年齢層も上昇しており労働安全衛生上の不安があるが、対策などについての考え方を伺いたい。

(市) 整備工について、以前に比べ一人当たりの業務負担が過重になっていることや年齢層の上昇について局として認識している。今後のあるべき体制等含めて、様々な方法を検討していきたいと考えている。

(組合) 地方公務員法等の改正により、定年の段階的引き上げが行われたが、該当職員の業務内容等についての考え方を伺いたい。

(市) 定年の引き上げに伴う60歳を超える職員のあり方については、これまで培ってきた知識や経験を活かしていただきながら、現行の再任用制度と異なり、現職と

同等の職務と責任の下で勤務することを基本として想定している。

一方で、収集にあたる職員においては、労力を使う業務であり、加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に影響を与える可能性があり、現職とまったく同等の作業内容や量を遂行することが困難であることについて認識している。その点について、一定の配慮をしながら、作業内容を検討していきたいと考えている。

60歳を超える職員をはじめ、すべての職員が安全に、安心して業務に取り組む環境となるよう、各所属の意見も伺いながら、検討していきたいと考えている。

(組合) 現職が行ってきた業務の一部については、昨年度よりフルタイム再任用職員が行っている。美化班については4拠点があり、クリーンセンターでは現職との混合となっているが、業務を行う上で問題などは発生していないか。

(市) 昨年度より、一部事業所業務及び中継施設の再任用化を進めている。現時点では業務上の問題は発生していないと認識しているが、今後も必要に応じて各所属の意見も伺いながら、進めていきたいと考えている。

(組合) 布施畑環境センターの私人搬入については、特に祝日は搬入台数が多く、直営車、業者などの車両との事故が発生する危険性が増すと考えるが、対策などについての考え方を伺いたい。

(市) 私人搬入の受入れに関する安全対策として、祝日、ゴールデンウィークやお盆、年末といった繁忙期には、警備員を増員し、搬入待ちの私人の車両と直営車や許可業者等の進入車両との接触や、センターへ来る車両とセンターを出る車両との接触事故が発生しないよう、私人の停車車両の状況に応じて誘導を実施している。

また、市民の自己搬入については、混雑緩和のため一定量を上回る量の搬入について、昨年9月から予約制を導入している。予約制の導入前後で比較すると、例えばゴールデンウィークの祝日4日間で、搬入台数が最も多かった日は、導入前の令和3年度の5月3日155台に対し、令和4年度は5月5日103台と33%減と大きく減少している。ゴールデンウィークの祝日4日間では14%減となっている。天候等の影響も受けるが、ホームページでの混雑情報の提供なども実施しつつ、今後も引き続き状況をよく見ていきたいと考えている。

(組合) 西クリーンセンターの基幹的設備改良工事が昨年度まで実施されていたが、何か問題点などはなかったか。

(市) 基幹的設備改良工事は、平成30年度から令和3年度まで、4か年で実施した。現場のご協力もあり、工事期間中は特に大きな問題なく、当初の工事期間内に完了することができた。

CO2排出量削減の目標として、工事前後で削減率約5%と見込んでいたが、結果として約21%以上削減し、目標以上を達成できた。

ただ、引き渡し後に二次空気ダクト塞ぎ板の溶接未施工や、反応集じん装置ダスト抽出コンベヤの点検口保温不良、ダスト搬送コンベヤのチェーン未接合等の



不備が発見されており、担保として請負人において適宜補修させている。

(組合) 東クリーンセンターの基幹的設備改良工事も検討中とのことだが、今後の予定などについて説明をお願いしたい。

(市) 今年度予算要求し、令和 5 年度に各工事の契約、令和 6 年度から現地本格着工し、令和 9 年度までの 5 か年工事で計画している。工事内容については、プラント基幹部分、クレーン設備、照明設備、空調設備など、複数契約を計画している。

各工事とも令和 5 年は契約および設計・資材調達とし、令和 6 年度から現地着工する。一番規模が大きいプラント基幹部分の工事については、令和 5、6 年度を設計・資材調達に要するため、令和 7 年度から毎年 1 炉ずつ工事を行い、令和 9 年度まで工事を行う。

本工事も西クリーンセンター基幹的設備改良工事と同様に、CO2 排出量削減による環境負荷の低減も目指しており、工事前後で削減率約 16%以上を目標としている。

(組合) 厚生物資について、直近で支給された雨具は、これまでのものと比較すると水弾きが悪く、すぐに中までしみ込んでくるとの声が多く出ている。特に事業所や布畑畑環境センターにおいては、雨中での作業が長時間となるため、質の改善や対策が必要だと考えるが、局としての考え方を伺いたい。

(市) 雨具については、厚生課にて一括支給制となっており、局としての意見を伝えながら協議を行っている。各所属からの意見をもとに、メーカー品の研究や試用を通じて、質の改善ができるよう努めていきたいと考えている。また、昨年度、防水スプレーを試験的に購入し、各所属に配布しており、それらを活用いただきながら対策していきたいと考えている。

その他、厚生物資については、厚生物資検討委員会の場も活用しながら、検討を進めていきたいと考えている。

(組合) 労働安全衛生については、これまでも効果的な対策を講じていただくよう要求してきた。そのような中、近年は酷暑に見舞われ、また、新型コロナウイルス感染症対策としてマスクを着用し、野外や高温多湿の建屋内で業務を行なうことが多い我々にとって、過酷な状況となっており、早急に熱中症予防対策を講じる必要があると考えるが、局としての考え方を伺いたい。

(市) コロナ禍におけるマスク着用等によって、酷暑の中、これまでに以上に熱中症のリスクが高まっていると認識している。各所属における業務内容や執務環境を踏まえ、十分な感染症予防を行いながらも、熱中症予防対策として屋外での作業で一定の距離を確保できる場合にマスク着用を義務付けないことや、塩飴や冷却材、経口補水液の配布等の対策を講じてきた。今後、より一層の対策を行う必要があると考えており、ファン付き作業服の配布を、行財政局との協議のうえ、来年の夏季までに導入すべく準備を進めている。今後も熱中症予防対策として様々

な観点で検討していきたいと考えている。

(組合) 西クリーンセンターにおいては、今年度より計量・ピット前業務が委託されましたが、トラブルなどはなかったか。

(市) 今年度より、西クリーンセンターにおける計量及びピット前業務の委託化を行っている。現時点では業務上の問題は発生していないと認識しているが、今後も必要に応じて所属の意見も伺いたいと考えている。

(組合) 各要求項目に対する回答をいただき、支部の方からは現場の実態を踏まえた意見を述べさせていただいたが、最後に私から質問させていただく。

来年度より、東クリーンセンターの計量業務が委託されると聞いているが、働いている職員は今後どうなるのか伺いたい。

(市) 現在東クリーンセンターにおいて計量業務を行っている職員については、令和6年度以降に委託となる他のクリーンセンターの計量事務所に移っていただくことを基本として考えている。勤務公署や勤務時間の変更を伴うため、職員の意向については、丁寧に聞き取りをしながら対応していきたいと考えている。

(組合) ただ今の回答をもって、今回の団体交渉は了とさせていただくが、「行財政改革2025」についても、勤務労働条件についてはこれまでと同様、十分に協議をしていただきたい。

なお、現業統一闘争に関する団体交渉は市従全体で取り組んでいるため、ご理解の程、よろしく願いたい。

(市) 先程も申し上げたが、本市を取り巻く状況は厳しく、行財政改革方針2025を着実に実行していく必要があり、こうしたことから、すべての業務について中長期的な視点に立ち、官民の役割分担を見極め、一層の民間活力の導入やさらなる効率化に取り組む必要がある。

その中においても、都市機能や公衆衛生の維持など、公の役割が強く要請される業務については、若手職員への技術継承を図りつつ、行政サービスの安定供給を果たす必要があると考えており、社会情勢の変化や欠員となっている職場状況を踏まえ、より幅広い人材を確保するため、学歴要件等を廃止した上で、昨年を引き続いて職員の新規採用にも取り組んでいる。

加えて、今後も行政需要や市民ニーズに応じたさらなる公的サービスの充実に努める必要があり、公務労働者でなければできない業務へこれまで以上に取り組んでいただく必要があると考えている。

いずれにしても、勤務労働条件に関する事項については、皆さま方と十分に協議していきたいと考えているので、何卒よろしく願いたい。

(市) それでは、17時38分をもって、団体交渉を終了する。